

あなたの「やってみたい」を
鹿屋市が応援します！

令和8年度
新設！

鹿屋市 創業支援補助金

鹿屋市で新しい一歩を。夢の実現をサポートします！

補助率 1/2

最大 **150** 万円
補助！

設備導入・店舗改装・広告宣伝・ホームページ制作などに活用できます！

こんな方におすすめ！



お店を開きたい



自分のサービスを
始めたい



創業したばかりで
設備投資をしたい



ホームページを
作りたい



地域で新しい
チャレンジをしたい

補助対象経費の例



店舗改修
内装工事費



設備導入費



広告宣伝費



ウェブサイト
関連費



市場調査
関連費



借料

申込受付期間

令和 8 年 7 月 13 日 ~ 令和 8 年 8 月 28 日

制度の概要



対象となる方

次のいずれかに該当する方が対象です。

- 1 令和9年3月10日までに創業を予定している方
実績報告までに開業届・法人設立届等の提出が必須です
- 2 創業間もない個人・法人
令和8年4月1日において創業1年以内の方が対象です
※令和7年4月1日以降に創業された方



補助金の概要

補助対象経費	補助率	上限額
設備導入費、店舗改修費、 内装工事費、広告宣伝費、 ウェブサイト関連費、 市場調査関連費、借料	1/2	150万円



主な申請要件

創業支援機関（鹿屋商工会議所・かのや市商工会・鹿屋市産業支援センター）による
特定創業支援等事業に参加し（証明書取得）、同機関による支援を受け、事業計画書を作成することが必要です。

- ※実績報告までに特定創業支援等事業を修了し、証明書を取得すること
- ※事業完了後の1年後に、申請時に支援を受けた支援機関による伴走支援を受け、状況報告書を提出。
また、法人については決算報告書、個人事業主については確定申告書も添付。
- ※これまでに特定創業支援等事業に参加し、既に証明書を取得済みの方は参加した支援機関にて
事業計画書の作成から始められます

申請から補助金交付までの流れ



補足事項

- ・これまでに特定創業支援等事業に参加し、既に証明書を取得済みの方は参加した支援機関にて事業計画書の作成から始められます
- ・実績報告までに特定創業支援等事業を受講し、証明書の取得が必要となります

事業後の伴走支援

事業完了後、状況報告書の作成支援など、
申請時に支援を受けた支援機関による伴走支援を実施（1年間）します。



まずはお気軽にご相談ください！

申請先
問合せ先

鹿屋商工会議所 TEL：0994-42-3135
かのや市商工会
串良本所 TEL：0994-63-3032
吾平支所 TEL：0994-58-6020
輝北支所 TEL：099-486-1171
市産業支援センター TEL：0994-40-7890

申請書は鹿屋市産業政策課でもお受け取りいただけます。

鹿屋市産業政策課 TEL：0994-31-1164

鹿屋市 創業支援補助金

